

福島県内で発生した放射性物質を含む除去土壌や廃棄物を中間貯蔵施設において安全かつ集中的に管理することで、福島県内の仮置場等の解消を進め、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することを目的とする。

福島県内で発生した除去土壌等を県外で最終処分するまでの間、安全かつ集中的に管理する中間貯蔵施設の整備及び管理運営等について、地域の理解を得ながら着実に実施する。

＜主な内訳＞

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ①中間貯蔵施設の整備等に必要な調査、用地の取得等 | 13億円 |
| ②中間貯蔵施設の整備、管理運営、除去土壌等の輸送等 | 973億円 |
| ③県外最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等 | 53億円 |
| ④関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁寧な情報提供 | 6億円 |

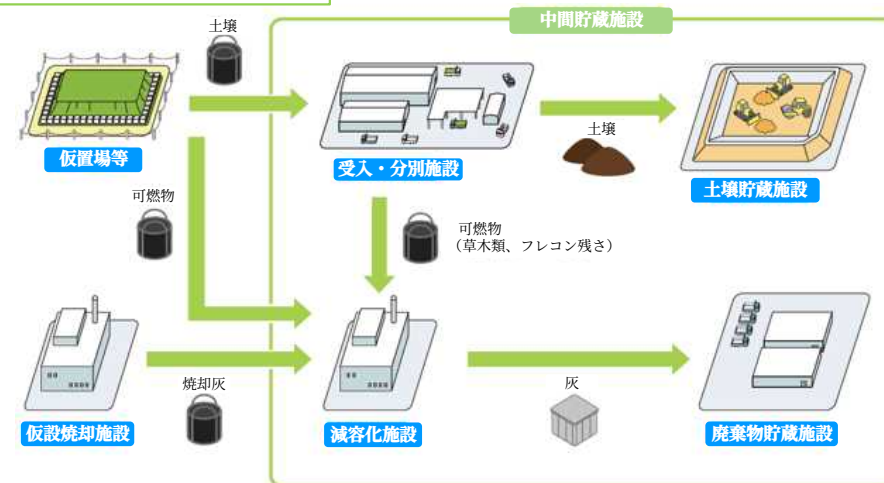
■事業形態

請負事業（①②③④）、委託事業（②の管理運営、③の技術開発等の一部）

■請負、委託先 民間事業者・団体等

■実施期間 平成23年度～

中間貯蔵施設事業の流れ



再生利用の実証事業イメージ

